

3-6 分野別構想

3-6-1 土地利用

本市の土地利用は、歴史的、社会的、経済的背景や公共の福祉に十分配慮しつつ、自然環境の保全、市街地の土地利用と農業的土地利用との調和を図り、産業の発展と住民の定住を促進するとともに、健康で文化的な生活環境を保持する長期的展望にたった合理的かつ計画的なものとしします。

(1)住宅地

1)住宅地(既成市街地)

- ・社会状況や本市の都市構造の変化に適切に対応するため、用途地域の見直しと適正な運用、宅地開発等の適正な誘導により、土地利用の整序を図ります。
- ・高齢社会への対応や積雪時における堆雪場、車両の譲り合いスペースの確保等を推進し、安全・安心で快適な生活空間の形成を図ります。
- ・避難路や避難場所確保のため、適正な道路や公園・広場の配置を検討します。
- ・市街地に点在する農地の宅地化を促進するとともに、公共公益施設の適切な配置・日常生活に必要な店舗誘導を推進し、良好な都市型住宅地の形成を図ります。
- ・市街化区域に連続した既成住宅地や空地を市街化区域と一体的な住宅地とし、良好な居住環境の形成を促進します。
- ・既成市街地の整備に当たっては、安全・安心な市街地環境を確保するため、緊急車両の迅速な活動等に配慮した道路の拡幅整備や電柱の移設、歩道等の整備を推進します。
- ・中心市街地である市役所周辺は、行政サービス、情報発信等の都市機能の集積、商業の活性化により、市民や来訪者が立ち寄りやすくなるため、回遊性に配慮した道路網の整備・改良と併せて駐車場や駐輪場等の整備を検討します。
- ・尾上総合支所と碓ヶ関総合支所周辺については、地域の個性を活かし、地域生活に密着した行政サービスや商業振興、観光情報の発信による交流人口の増加を図り、市民や来訪者が安全で快適に移動できる市街地環境の整備を推進します。

2)住宅地(既成集落地)

- ・都市計画制度による土地利用の規制と緩和を見直しするとともに、空家や活用が十分ではない土地の効果的な利活用を図ることで、人口流出の防止、集落コミュニティの維持・活性化を促進します。

(2)商業・業務地

1)市街地型商業・業務地

- ・平賀駅から市役所周辺においては、集積している行政施設等の立地を活かし、行政サービスと連携した都市拠点としての商業・業務地の形成を図ります。また、都市機能を集約した商業・業務地区としての機能強化により日常生活の利便性向上や経済活動の活性化を促進します。
- ・尾上地域の津軽尾上駅を中心とした地域と碓ヶ関地域の碓ヶ関総合支所を中心とした地域においては、地域ごとに行われる行事や祭り等の地域コミュニティ活動との連携を図り、より地域住民の生活に密着した地域内商業・業務地の振興を促進します。

2)沿道型商業・業務地

- ・都市計画区域内の国道や地域軸となる主要幹線道路の沿道においては、幹線沿いの優位な交通機能や集客性を活かした業種による新たなまち並みの形成を図ります。
- ・企業の立地に当たっては、都市計画制度の活用等により適正な土地利用の規制と誘導を推進し、周辺土地利用との整合や周辺環境との調和を図ります。
- ・既成市街地に位置づけられた沿道型商業・業務地については、主に商業系企業の立地を促進し、市街地型商業・業務地との連携を図ります。
- ・市街地以外に位置づけられた沿道型商業・業務地については、主に業務系企業の立地を促進し、隣接する工業地や国道等の主要流通経路との連携を図ります。

(3)新拠点検討地

- ・国道7号と(主)大鰐浪岡線が交差する大坊・岩館地区に、交通利便性を活かした施設の整備や土地利用を図り、平川市の玄関口としての土地利用を検討します。
- ・平賀地域の市街化区域の東側の(市)小和森尾崎線と(県)小国本町線の間や近辺について、既存の公共施設や商業・業務施設との連携のほか、各種業務の誘導・集積やコミュニティづくりを促進し、新たな拠点としての土地利用を検討します。

(4)スマートインターチェンジ優先検討地

- ・東北縦貫自動車道の大鰐弘前インターチェンジと黒石インターチェンジの中間付近にスマートインターチェンジの設置を優先検討します。

(5)工業地

- ・都市計画区域内の工業地については、周辺環境に配慮しつつ工業地としての機能維持を図ります。
- ・住宅地に隣接する機能を果たしていない工業地については、有効な市街地ストックとして新たな活用を踏まえた適正な用途地域への見直しを検討します。
- ・松崎工業団地と尾上農工団地の工業地については、工業の集積による拠点性の向上を図り、市民の就業先となる工業の振興を促進します。
- ・都市計画区域内の国道7号、(市)小和森尾崎線及び(県)小国本町線沿道は、幹線道路沿道という利便性を活かした工業地の形成を図ります。

(6)農業地

- ・農業は本市の基幹産業であるため、将来の展望を見据え「農業振興地域整備計画」に基づき、引き続き計画的な農業の振興を図ります。
- ・既成集落の利便性向上に努め、周辺の優良農地を保全することにより、魅力ある農村空間を形成し、定住促進を図ります。

(7)公園・緑地・山林等

- ・都市計画区域における既存の公園については、地域活動の拠点及び市民の憩いの場として質の向上を図ることとし、市民との協働による維持管理を推進します。
- ・中央公園については、市民の憩いの場として維持・活用するとともに、滞在型・体験型のアウトドアレジャーや商業施設等の利用導入を検討し、幅広い世代による賑わいの創出を図ります。

- ・大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、白岩森林公園、志賀坊森林公園及び周辺の山林については、その自然的特性を活かし、地域間交流の促進を図るため、アクセス道路等の整備、維持管理を推進します。

図 土地利用の方針図(市全域)

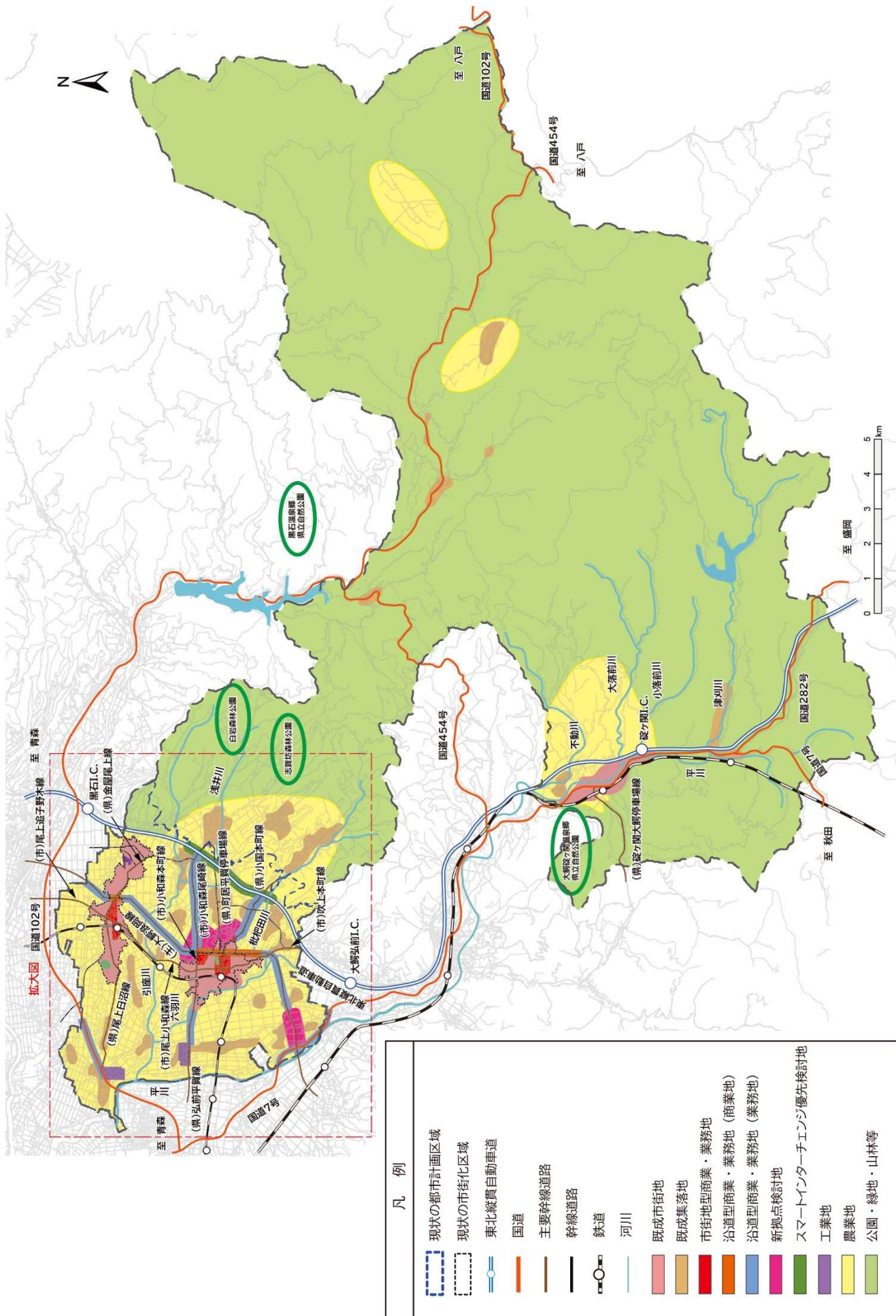
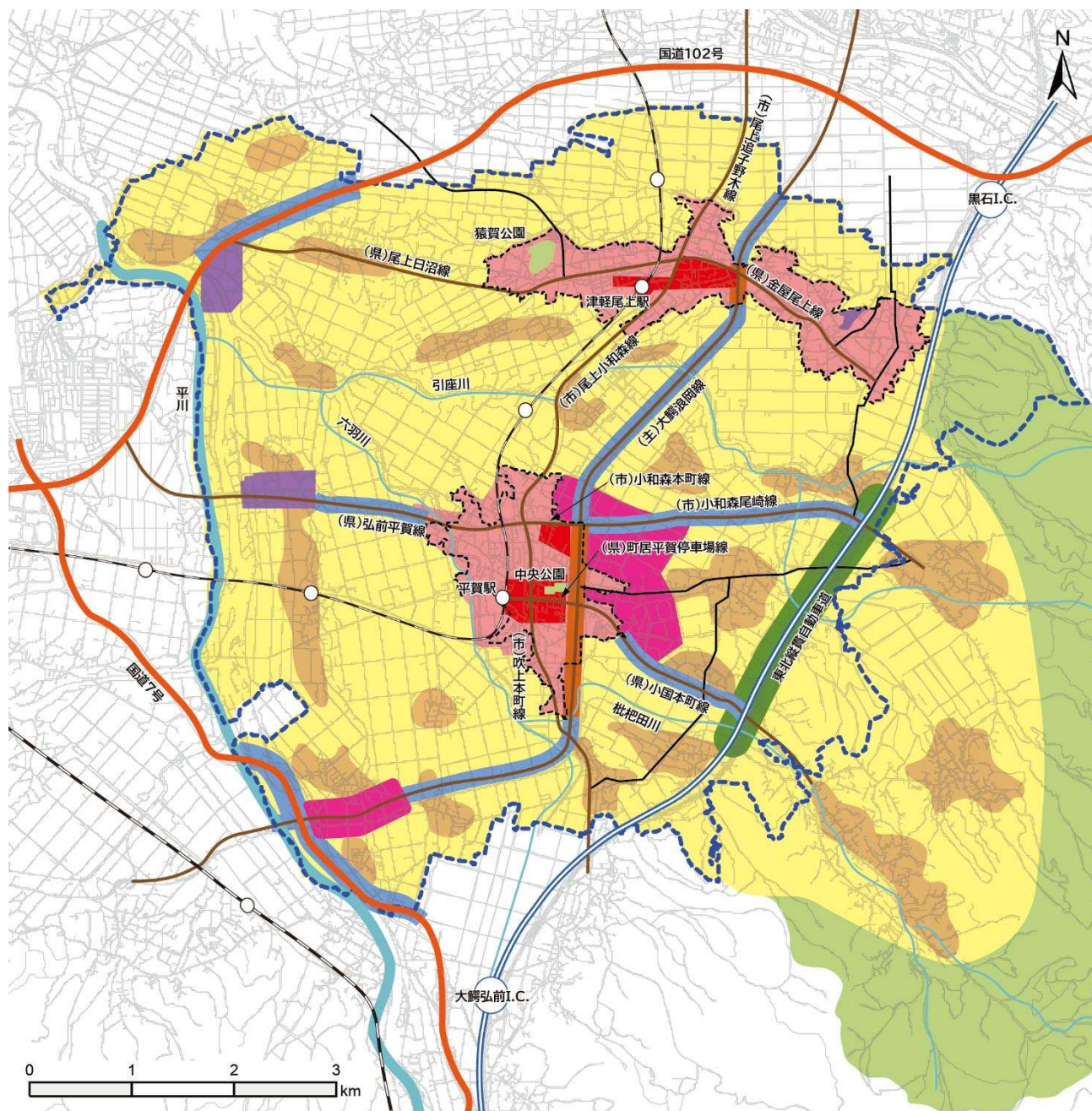


図 土地利用の方針図(都市計画区域)



凡 例	
	現状の都市計画区域
	現状の市街化区域
	東北縦貫自動車道
	国道
	主要幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	河川
	既成市街地
	既成集落地
	市街地型商業・業務地
	沿道型商業・業務地（商業地）
	沿道型商業・業務地（業務地）
	新拠点検討地
	スマートインターチェンジ優先検討地
	工業地
	農業地
	公園・緑地・山林等

3-6-2 都市施設

(1)道路

1)主要幹線道路の整備

- ・社会状況や本市の都市構造の変化に適切に対応するため、整備の優先順位、具体的な整備計画を踏まえた都市計画道路網の見直しを図ります。
- ・既に整備済みである国道102号・(主)大鰐浪岡線・(県)弘前平賀線については、その機能を確保するため、適正な維持管理を国・県に働きかけます。
- ・東北縦貫自動車道の利用による利便性の向上のため、スマートインターチェンジの設置を検討します。

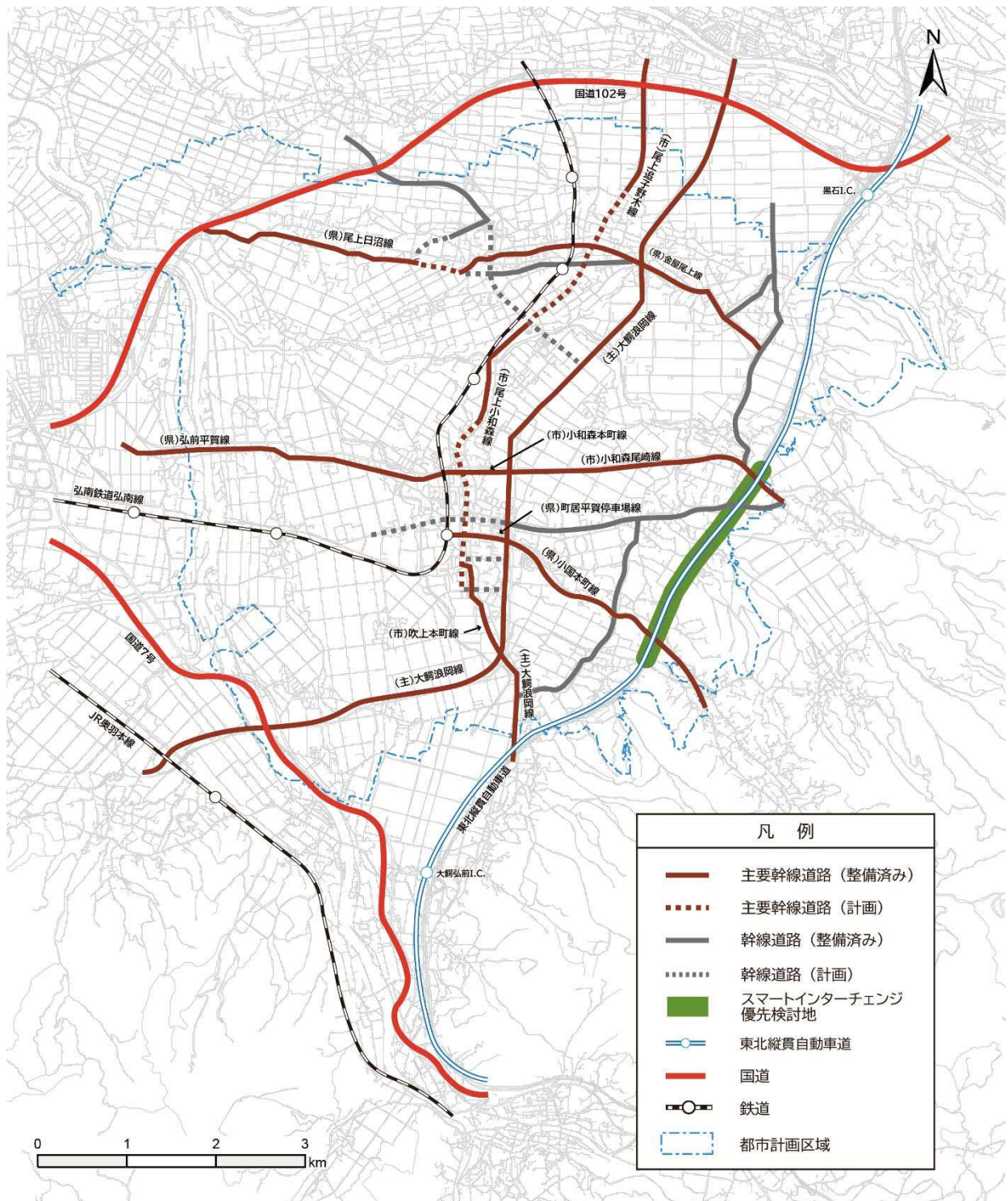
2)幹線道路の整備

- ・日常生活の利便性を高めるために、必要な幹線道路の整備を推進します。
- ・通勤・通学路等生活道路として利用度の高い道路については、優先的に街路灯や歩道等の整備を行い、積雪・寒冷時にも対応した安全で快適な道路機能の強化を推進します。
- ・既に整備済みの市道等生活道路については、長期計画で検討したうえで、市民の要望に応じた拡幅・線形改良・交差点改良・交通安全施設・消雪施設等の機能強化を推進します。

3)公共交通施設の整備

- ・「平川市地域公共交通計画」に基づき、利便性が高い持続可能な公共交通網を構築します。
- ・公共交通体系の利便性向上を図るため、鉄道・バスの運行回数の確保や相互の発着時刻の連携をとるよう、事業者に働きかけます。
- ・自家用車を利用しない環境にやさしいまちづくりを目指し、市内の各地域と市の中心部を結ぶバス等の公共交通による相互の連携を促進します。
- ・地域の活性化と公共交通の利用増進を図るため、公共交通機関を有効に活用したイベントの開催や、駅前広場、駅舎、休憩施設の整備・機能強化を促進します。
- ・デマンド交通「のらっき」については、市民の日常生活の交通手段として運行を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

図 道路交通体系の方針図(都市計画区域)



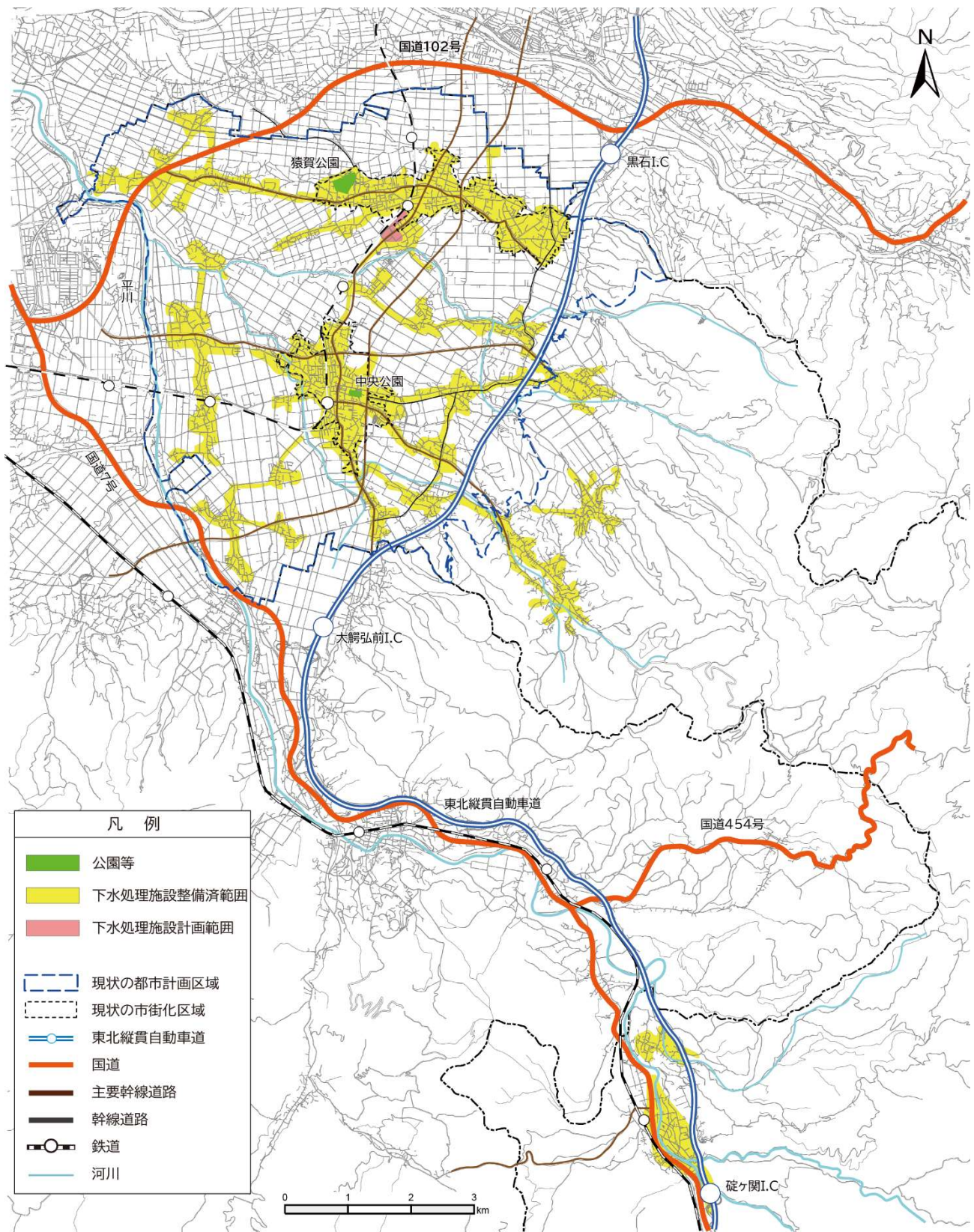
(2)河川

- ・平川の水辺や緑を活かしたコミュニティづくりを促進するため、河川広場の適正な維持管理に努めます。
- ・生態系の保全を図るため、河川の適正な管理を管理者に働きかけます。
- ・豪雨等の災害時に備え、河川堤防や河川管理道路等の整備を管理者に働きかけます。

(3)その他の都市施設

- ・上水道については、安定した水道水を引き続き供給するため、配水管の更新やその他配水施設の適正な維持管理に努めます。また、災害時にも安定した水道水を供給するため、配水管耐震化事業を進めます。
- ・既成住宅地における生活雑排水の処理については、既に整備されている下水道施設への各宅地からの接続を促進します。また、既存施設のあり方について検討します。
- ・ごみ処理施設については、住民協力のもと資源ごみの分別・リサイクル等によるごみの減量化や環境対策を推進し、「平川市ごみ処理基本計画」に基づく適正なごみ処理体制の確立を図ります。
- ・各地域に設置されているごみ置場の管理について、利用方法の周知徹底等利用者の意識改革を図り、適切に利用されるように地域住民との協働による管理運営を促進します。
- ・既存の火葬場については、静穏な周辺環境を維持しつつ、施設の適正な維持管理に努めます。

図 その他の都市施設の方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)



3-6-3 自然環境・景観保全

(1) 農地の保全

- ・市街地周辺に広がる農地は、都市にゆとりと潤いをもたらす貴重な空間であり、丘陵地・山地等と一体となった良好な景観を有していることから、今後も農地及び周辺環境を保全し、魅力ある農村空間の形成を推進します。
- ・優良農地に対する宅地開発を抑制するため、既に宅地化された未利用地の有効利用を図ります。
- ・現在耕作していない遊休農地のうち活用可能な農地については、有効利用を徹底するため、適正な管理運営の指導を推進し、農地の再生及び治水機能の確保等を図ります。

(2) 山林の保全

- ・大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、ひらかわ市民の森、白岩森林公園、志賀坊森林公園、三笠山公園については、その自然的特性を活かし、自然体験学習等の場としての活用を図るため、各管理者による計画的な維持管理及び整備を促進します。
- ・山林の樹林地については、現在の自然環境を保全するため、計画的な間伐や植林を行う等適切な維持管理を促進します。

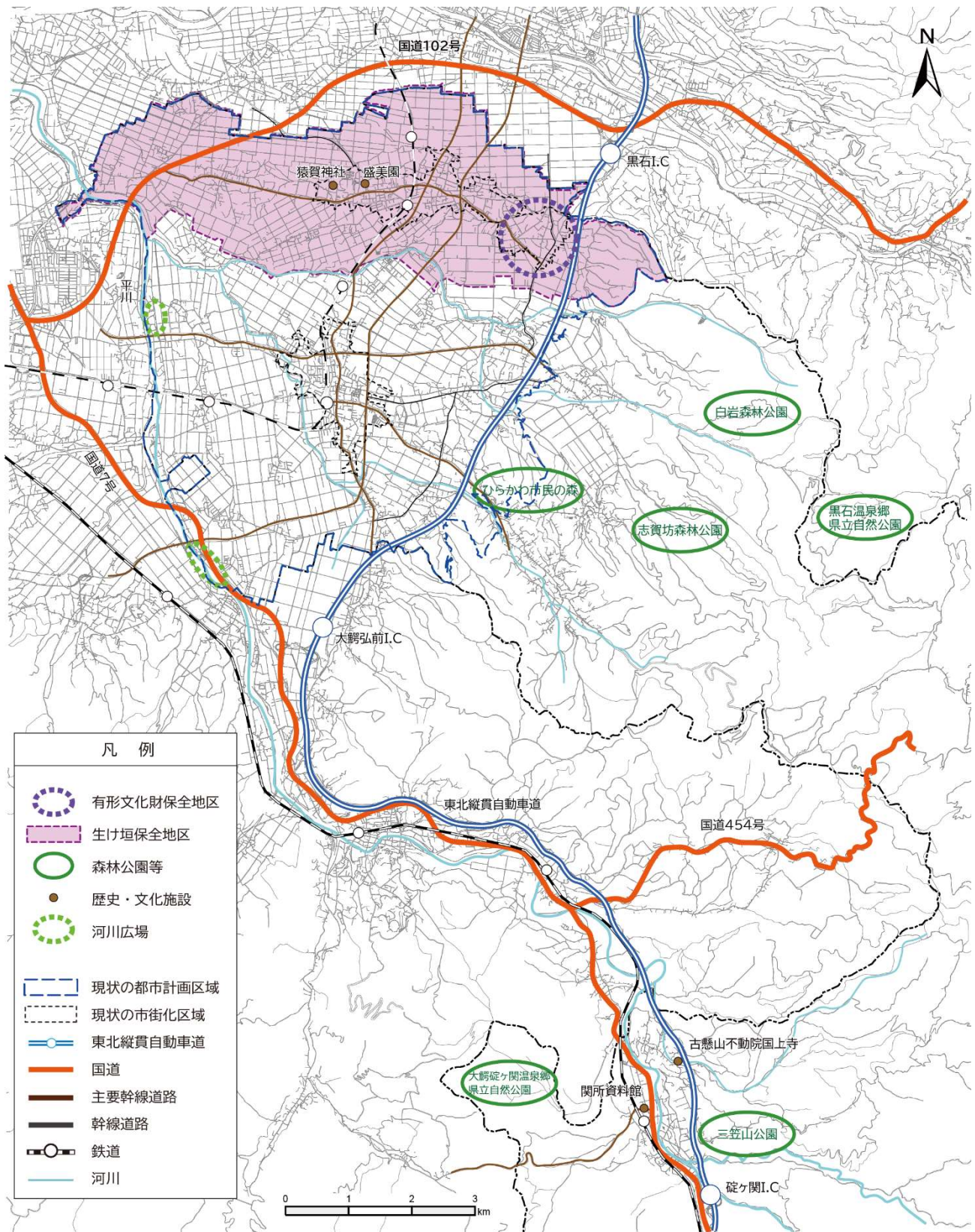
(3) 自然的景観の保全

- ・田園風景の保全を図り、質を高めるため、自然、集落、農地、水路等の農業的環境をネットワーク化し連携した景観形成を推進します。
- ・津軽地域のランドマークである岩木山を背景とした田園風景を保全するため、農地の保全を図るとともに、既成集落においては低層な住宅地の形成を図ります。
- ・原風景の構成要素である果樹園・樹林地や山並みを保全するため、計画的な間伐や植林を行う等適正な維持管理を促進します。
- ・平川については、潤いある河川景観の保全を図るため、河川や河川広場の各管理者による適正な維持管理を促進します。

(4) 歴史や文化を伝えるまち並みの保全

- ・盛美園、猿賀神社、関所資料館及び古懸山不動院国上寺においては、その歴史的背景を支える固有の価値を後世にも伝えるべく、継続的な維持管理を促進します。
- ・尾上地域を中心として、古いまち並みの保全が推進されてきた歴史ある農家蔵群や生け垣等について、今後のあり方の検討を進めます。
- ・美しいまち並みを形成するため、看板等の屋外広告物が法令に合致し周囲と調和するように努めます。

図 自然環境・景観保全の方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)



3-6-4 都市防災

(1) 既成市街地の改善

- ・「平川市地域防災計画」に基づき、防災基盤の整備を推進します。
- ・安全な市街地環境を確保するため、建築物の不燃化や耐震性向上を促進します。

(2) 防災基盤の整備

- ・防災基盤の充実を図るため、避難路の設定や防火水槽等の消防水利の適正な配置の検討を行います。また、設備の定期的な点検や防災無線、地域の防災情報網の整備を推進します。
- ・気候変動による水害リスクに対応するため、雨水排水、貯留、涵養等を行う機能を有する施設の整備を推進します。

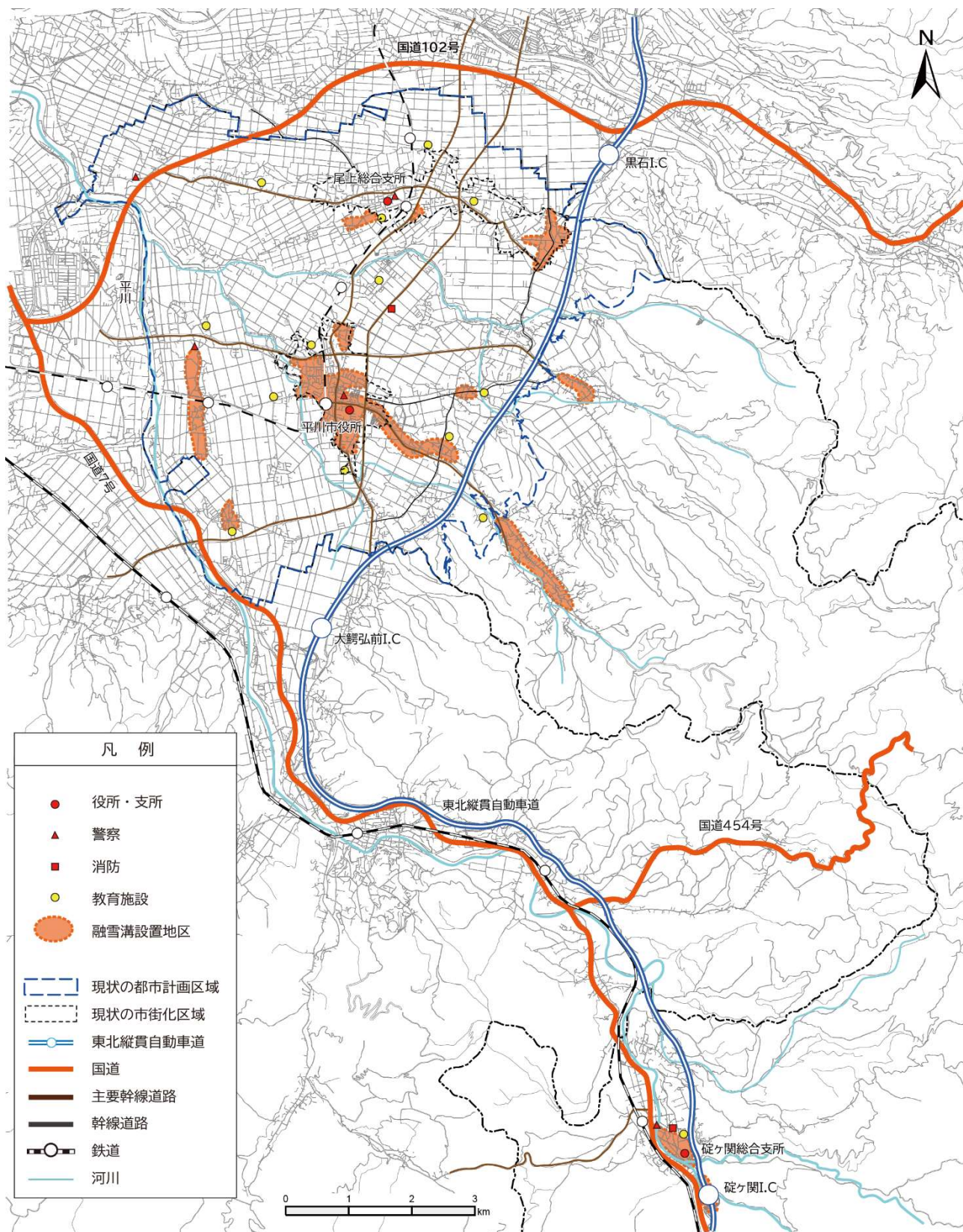
(3) 避難路・避難地の整備

- ・災害時における市民生活を守るために、公園・広場を適切に配置し避難地を確保するとともに、教育施設等も併せた避難地の防災機能の強化を推進します。
- ・誰もが安全に避難地へ到達し、円滑な避難・救援活動を行うことができるように、避難地を結ぶ避難路の整備を進め、避難路沿いの建物の不燃化を促進し、併せて案内板等による誘導手法を検討します。
- ・災害時に行政と市民が一体となった避難・救援活動等が行われるとともに、地域コミュニティの連携が円滑に行われるように、防災意識の高揚を図ります。

(4) 雪対策

- ・地域の経済産業活動と快適な生活を営むため、道路の除排雪機能の充実を図り、安全で円滑な道路交通の確保を推進します。
- ・市街地における歩行空間を確保するため、積雪・寒冷時に対応した雪置き場の確保、融雪溝等の消雪施設設置を推進します。
- ・除排雪作業の効率性及び安全性を確保するため、地域コミュニティ等を中心とした地域住民と一体となった除排雪体制の確立を図ります。

図 都市防災の方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)



3-6-5 その他のまちづくり方針

(1) 観光資源の活用

- ・市内に点在する観光資源のネットワーク化を図り、市民だけでなく来訪者にも楽しめる回遊性のある観光ルートの検討を促進します。
- ・もてなしロマン館・猿賀公園においては、近接する歴史的観光資源である盛美園・猿賀神社と併せて、一体的な観光地として整備を促進します。
- ・道の駅いかりがせき、関所資料館においては、来訪者に対して、より多くの観光情報の提供を行う等、新たな人の流れをつくり、地域間交流を生み、観光資源へ速やかに誘導するため、拠点機能の強化を図ります。
- ・本市と周辺都市を結ぶ主要な幹線においては、観光資源や観光拠点への円滑な誘導を図るため、適切な案内サインや誘導サインの設置を推進します。設置に際しては、来訪者に対して分かりやすいものにするとともに、周囲のまち並みや自然環境を踏まえ、色彩や形状等に配慮します。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の活用

- ・スポーツ・レクリエーション施設においては、市内外からの利用者を確保し、地域のにぎわいを創出するため、周辺施設の連携を促進し、市民の健康づくりと交流拠点の形成を図ります。
- ・平川市運動施設においては、近隣の商業・業務地の各企業との連携を強化し、各種イベントの開催等、施設の有効活用を促進します。また、市民の要望に対応した機能強化・適正な管理運営を推進します。

図 その他のまちづくりの方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)

